



「いろいろ検討した結果、株式会社(①)でなく一般社団法人(②)で事業を起こしたい…」と訪問看護の事業を始めるAさんから相談がありました。

①と②で一体何が違うのか? 従来、税制上の優遇

措置を受けられる公益法人(社団法人・財団法人)を設立するには、主務官庁による許可が必要でしたが、1年半前、新しい法律が施行され、公益性がなくても株主配当のような剰

**知って活用
新しい制度
一般社団で節税し
一般法人で起業を!**



「法律事務所から文書が来て、仕事中に追突事故に会い休んでいる従業員に関して、①労災の手続きを! ②上層部の人から、辞めて欲しいと言われたらしいが、これは③合意解約の申入れか④それとも解雇の意思表示か…と書いてある。どう対応すれば…?」と

弁護士から「合意解約で一件の質問状に丁寧な対応落着!

B社の役員から電話があったのは4月末の事でした。弁護士3名の連名で、場合によっては裁判を起こすとか労働審判を提起する…とありますから、穏やかではあり

余金の分配をしなければ、公証人の認証と登記だけで簡単に法人設立ができる、収益事業を行う事が可能な制度が創設されました。役員報酬や給与支給もOKで、社員(構成員)は2人、資産0円で設立可能です。定款(紙)に

貼る印紙4万円は免除され登記の際の印紙も6万円のみ(①は

最低15万円必要)。法人名義で銀行口座の開設や建設業許可・入札資格等の申請が可能に…。非営利性が一定以上確保されていれば、収益事業以外の所得は非課税扱いになる…という特典もあります。

ません。顧問弁護士に相談したら、着手金10万円で…

と言われたとの事で、これもびっくり。当方で事情をお聞きした所、従業員の早とちりで解雇と思いこみ労働相談に行った状況が分かりました。「合意解約」とは「勧奨退職」の意味ですが、法律用語

を使われると身構えてしまいます。①は(当方の)社労士に依頼した、②は事実誤認、③と④はどちらも当てはまらない旨の内容証明郵便を送り一件落着に。



従業員を解雇する前に、賃金の80~90%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!